

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年7月3日

【会社名】 株式会社いよぎんホールディングス

【英訳名】 Iyogin Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三好賢治

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市南堀端町1番地

【電話番号】 松山(089)907局1034番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 立花宏司

【最寄りの連絡場所】 愛媛県松山市南堀端町1番地
株式会社いよぎんホールディングス

【電話番号】 松山(089)907局1034番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 立花宏司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月26日開催の当社第4期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

三好賢治、長田浩、佐賀山隆、仙波宏久の4氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任する。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

木村雅彦、野間自子、森本昌雄の3氏を監査等委員である取締役に選任する。

第3号議案 補欠の監査等委員である社外取締役1名選任の件

大熊伸定氏を補欠の監査等委員である社外取締役に選任する。

<株主提案(第4号議案から第9号議案まで)>

第4号議案 定款一部変更の件(1)(商号変更)

第5号議案 定款一部変更の件(2)(取締役会の議長を3回に1回社外取締役に選出)

第6号議案 定款一部変更の件(3)(定款第19条第3項を廃止)

第7号議案 定款一部変更の件(4)(政策保有株式の保有目的基準厳格化と売却)

第8号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)1名解任の件

取締役社長 三好賢治氏を解任する。

第9号議案 監査等委員である取締役3名解任の件

取締役監査等委員 上甲啓二、野間自子、田和宏の3氏を解任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

株主総会 決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	出席した株主 の議決権の数 (個) (注) 3	賛成率 (%) (注) 4	可決要件	決議結果
第1号議案							
三好賢治	1,992,696	492,117	1	2,499,598	79.72%	(注) 1	可決
長田 浩	2,288,702	196,109	1	2,499,596	91.56%	(注) 1	可決
佐賀山隆	2,454,963	29,850	1	2,499,598	98.21%	(注) 1	可決
仙波宏久	2,455,409	29,406	1	2,499,600	98.23%	(注) 1	可決
第2号議案							
木村雅彦	2,411,355	73,457	1	2,499,597	96.46%	(注) 1	可決
野間自子	2,472,731	12,086	1	2,499,602	98.92%	(注) 1	可決
森本昌雄	2,474,582	10,236	1	2,499,603	98.99%	(注) 1	可決
第3号議案	2,263,789	221,025	0	2,499,598	90.56%	(注) 1	可決
第4号議案	22,174	2,460,260	2,386	2,499,604	0.88%	(注) 2	否決
第5号議案	36,670	2,445,764	2,386	2,499,604	1.46%	(注) 2	否決
第6号議案	27,988	2,454,448	2,386	2,499,606	1.11%	(注) 2	否決
第7号議案	33,190	2,449,245	2,385	2,499,604	1.32%	(注) 2	否決
第8号議案	207,949	2,274,480	2,386	2,499,599	8.31%	(注) 1	否決
第9号議案							
上甲啓二	23,206	2,459,230	2,386	2,499,606	0.92%	(注) 2	否決
野間自子	29,934	2,452,502	2,386	2,499,606	1.19%	(注) 2	否決
田和 宏	23,208	2,459,228	2,386	2,499,606	0.92%	(注) 2	否決

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3 本株主総会前日までの事前行使分の議決権の数及び当日出席の株主分の議決権の数の合計数であります。

4 出席した株主の議決権の数に対する、本株主総会前日までの事前行使分の賛成の議決権の数及び当日出席株主のうち賛成が確認できた議決権の数の合計数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までの事前行使分の議決権の数及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認ができた議決権の数の集計により、第1号議案から第3号議案については、各決議事項の可決要件を満たして決議が成立し、第4号議案から第9号議案については、否決されることが明らかとなったことから、上記賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。